



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和4年1月25日

4年新春号

No. 47

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 高岩 弘至
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 中島 浩・岩間新吾・山口秀美・松本直哉・奥西俊伸・高橋英晴



『パリ・凱旋門』

2021年9月18日から16日間、パリ観光名所のひとつである凱旋門が、まるごとラッピングされた形で姿を現しました。これはモニュメントを「梱包」することで知られたアーティスト、クリスト&ジャンヌ＝クロード夫妻の遺志を継いだもので、着想から60年もの時を経て、パリの名所が梱包されました。



<写真：森永 正樹 先生>



【4年新春号 主な内容】

- | | | | |
|----|---------------|----|------------------|
| 1面 | 写真『パリ・凱旋門』 | 6面 | 寄稿『支部旅行に行ってきました』 |
| 2面 | 笠井副支部長あいさつ | | 会員の異動 |
| 3面 | 寄稿『水草水槽のススメ』 | 7面 | 近畿税理士会 |
| 4面 | 第46回誌上研修 | | 業務対策部からのお知らせ |
| | 『電子帳簿保存法について』 | 8面 | 最新研修ビデオの紹介、 |
| | | | 原稿・写真募集、編集後記 |



新年のごあいさつ

副支部長 笠井 慎五

新年明けましておめでとうございます。

副支部長を拝命し、総務と綱紀監察の所掌を担当しております笠井です。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

また、平素は支部会務運営全般につきまして、多大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

令和2年の今の時期あたりから突然猛威をふるい始めた新型コロナウイルス感染症(以後、コロナ禍という)も、昨年末のことが嘘のように感染が爆発的に増えており、いまだに先がみえない状況です。当支部としましては、コロナ禍に振り回された1年でした。

毎年、支部の大きな事業としては、確定申告反省会、支部定期総会、泉大津税務署との名刺交換会、確定申告説明会がありますが、いずれも意見交換会の開催はかないませんでした。特に、新年意見交換会につきましては、開催直前の取り止めとなったことは誠に残念です。

さて、コロナ禍の中での所得税確定申告も3度目をむかえます。支部税務支援対策事業としてこれまで開催してきた税理士による地区相談会につきましては、本年は和泉シティプラザ会場を閉鎖し、テクスピア大阪会場のみでの開催となります。地区相談会場は、税理士は社会公共的使命の達成、税務署は地方庁の協力も得つつ税務行政を遂行するということで、それぞれがそれぞれの目的をもって力を合わせて運営してきました。税理士は無償独占業務を許された士業です。だからこそ、この時期、税に関して社会的弱者のお手伝いをする中で、税理士として直接的に社会に貢献できる絶好の機会ではないかと思えます。本年もコロナ過の中、以前に比べ規模を縮小しての地区相談会開催となりますが、支部会員の皆様のご協力なくしては地区相談会自体がなりたちません。もちろん感染症に対する備えは万全を期して実施しますので、地区相談会従事会員の皆様におかれましては何卒ご協力頂きますようお願い申し上げます。



最後に、支部会員の皆様のご健康ご多幸をお祈りして新年のご挨拶とさせていただきます。

保険事業

全国税理士共済会
 ～暮らしと事業の安心な保険。充実したプランで関与先を応援～
 VIP大型組合保障制度
 ～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～
 全税共年金

近畿税理士企業共済会
 ～企業の健全な発展のため～
 総合事業保障プラン

その他
 団体所得補償保険、新・団体医療保険、自動車保険
 火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその家族員が加入できる拠出型企業年金保険～
 版税積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
 小規模企業共済制度
 ～中小企業の定額制度にそなえる～
 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
 ～従業員の高齢金にそなえる～
 中退共済(中小企業退職金共済制度)

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご利用ください～
 税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン /
 補償(PET保険など) / レクリエーション(旅行・温泉・ゴルフなど) /
 その他(生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティなど)
 ※一部WEB販売(書籍、電化製品など)

大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区富町1-5-4 近畿税理士会館11階 TEL 06-6841-9888 / FAX 06-6847-2800

- 2 -

近畿税理士会 業務対策部からのお知らせ

中塚 高志

業務対策部は、税理士事務所の業務を支援するために設けられている部署です。今回は、業務対策部が実際に行っている業務支援内容について、少しご紹介させていただきます。

1. 業務対策部だよりについて

業務対策部は近畿税理士会の会報誌に概ね隔月で、税理士事務所のお役に立つ内容や注目すべきトピックスについて寄稿しています。直近では、昨年 10 月から 3 ヶ月連続でインボイス制度について寄稿いたしました。またこれに連動して、インボイス制度の研修も昨年 10 月から 3 ヶ月連続で配信しております。インボイス制度の情報提供も業務対策部の所掌ですので、今後も情報発信をしていく予定です。近畿税理士会のホームページにおいては、インボイス制度の特設ページが設けられております。特設ページには、インボイス制度のクライアント配布用チラシも公開しております。是非一度覗いてみてください。業務対策部だよりについては、近畿税理士会のホームページにバックナンバーが掲載されていますので、こちらも併せてご確認ください。

2. 書面添付実施にかかる支援について

業務対策部は税理士事務所の書面添付制度の利用促進を目的として様々な取り組みを行っております。

書面添付制度についてはよくご存じだと思いますので詳細な説明は割愛しますが、その趣旨は、税理士が申告書の作成に関し、どの程度まで関与し、その申告書を税務の専門家として独立した公正な立場からどのように調製したのかを明らかにすることで、適正な申告書の作成に資することにあります。

コロナ禍で税務調査が行えない状況が増え、我々だけでなく国税当局側にとっても、税理士から良好な書面が添付され、意見聴取の場で疑義が解消されれば調査省略につながるなど、税務行政の円滑化に寄与するといったメリットがあります。書面添付制度についてヒアリングすると、経験がないからとかメリットを感じられないからなどの回答を受けることがあります。業務対策部では、書面添付を初めて行う方のため、さらには書面添付の有用性を感じていただけるよう、様々な資料、研修ビデオを近畿税理士会のホームページに掲載しています。直近では昨年 11 月 29 日より、法人税・消費税の書面添付について、小売業・製造業に絞った研修を配信しております。是非ご視聴いただけたらと思います。

3. 各税目のチェックリストについて

業務対策部は、毎年の税制改正に対応した各税目のチェックリストを作成し、近畿税理士会のホームページにて公開しております。新しい制度についても対応できるように、部員が総出で改定作業に取り組んでいます。チェックリストで制度の内容の全てをチェックすることは難しいかもしれませんが、見落としがないかなどチェックできるようになっております。非常にお役に立てる資料ですので、これを機に是非ご利用を検討いただけたらと思います。

これ以外にも業務対策部は税理士事務所の業務について様々な支援を行っております。近畿税理士会ホームページのトップページ「税理士業務に役立つ資料室」に業務対策部がまとめた資料等が収められていますので、是非一度覗いてみてください。





第 46 回誌上研修

『電子帳簿保存法について』

研修委員 杉本 あすか

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和 3 年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われました。

特に、電子取引に関しては、今までは書面に印刷して保存すればよかったものが、2 年間の宥恕措置はあるものの、原則令和 4 年 1 月 1 日以後は書面での保存が廃止され、電子での保存が義務化されます。これまで電子帳簿保存とは関係がなかった小規模事業者においても、ネットバンキングで振込する場合や事業で使用する備品等をネットで購入している場合、取引先と請求書や領収書をデータでやり取りしている場合も少なからずあり、関与先に周知する必要がある為、改正内容を再確認していきたいと思います。

（1）電子帳簿等保存

- ①税務署長の事前承認制度の廃止
- ②優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置
- ③最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能



（2）スキャナ保存

- ①税務署長の事前承認制度の廃止
- ②タイムスタンプの付与期間が最長約 2 ヶ月と概ね 7 営業日以内
- ③受領者等の自署不要
- ④電磁的記録について訂正又は削除の事実及び内容を確認できるシステム（訂正又は削除ができないシステムを含む）にデータを保存した場合は、タイムスタンプの付与不要
- ⑤検索要件の記録項目を取引年月日、取引金額、取引先に限定
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要
- ⑥適正事務処理要件の廃止
- ⑦スキャナ保存されたデータの偽装隠蔽があった場合、重加算税が 10%加重

（3）電子取引のデータ保存

- ①タイムスタンプの付与期間が最長約 2 ヶ月と概ね 7 営業日以内
- ②検索要件項目を取引年月日、取引金額、取引先に限定
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要
さらに、基準期間の売上高が 1,000 万円以下の小規模事業者については、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要

③申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、書面保存の代替措置を廃止

④電子取引データの仮装隠蔽があった場合、重加算税が 10%加重



電子帳簿の保存要件の概要

保 存 要 件 概 要		改 正 前	改 正 後	
			優 良	そ の 他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検 索 要 件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること » 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっていること		—	—※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考）優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

（国税庁資料）





支部旅行に行ってきました

三王 知行

明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願いいたします。

去る 10 月 16 日の三田市への支部旅行に参加させていただきました。

これまで、東北や宮崎県の支部旅行に参加させて頂き、他の先生方と楽しい時間をすごさせていただきましたので、昨今の状況下で今回の支部旅行は開催されるのかな、と思っていたところ、今回の支部旅行の案内をいただきました。今回は兵庫県三田市への日帰りバス旅行とのこと。

「松茸狩り」に惹かれたのが一番の理由ですが、久しぶりに明るい気持ちで旅行できればと思い、早速申し込みをさせていただきました。直前まで緊急事態宣言が出ている中、申し込み後に中止にならないか心配もしておりましたが、10月1日に宣言が解除され、無事開催されました。

当日は朝9時頃にテクスピア前に集合。10月にしては少し肌寒く感じる陽気でしたが、すっきりとした秋晴れの中出発いたしました。前回の支部総会以来、久しぶりにお会いする方ばかりで、旅行会社のガイドラインに従い、移動中のバスでお酒こそ飲めませんでしたが、皆さんの楽しいお話をお聞きしながら、バスは兵庫県三田市に向かっていきます。2時間ほどバスに揺られる間に、どんどん山手の方へ入っていきバスが停車しました。さらにそこから5分くらい歩いたところから山に入っていく、メインイベントの松茸狩りの会場に到着。現地の案内の方によると、「赤松」という木の根っこ付近に生えているとのこと。せっかく来たので頑張って探そうと思いましたが、当日、革靴で行ってしまった私は、日頃の運動不足もあり、2回ほど滑ってしまい、服が砂だらけに。。結局、私は発見できませんでしたが、3人の先生が見つけていらっしゃいました。その後、座敷に移動して、松茸と兵庫県産牛のすき焼きをいただきました。その後、六甲山頂の六甲ガーデンテラスへ。美味しい昼食と昼食の際にお酒をいただきバスの揺れの気持ちよさですっかり寝てしまいました。到着後はお土産を買い、景色を満喫したあと、泉大津までバスで戻ってきました。

コロナ禍の中、どうしてもすべてが「自粛」というムードになってしまいがちですが、日帰りのバス旅行として何とか開催しよう、とご尽力、ご準備いただきました厚生委員の先生方には、大変感謝申し上げます。今後も楽しいイベントをご企画頂けると幸いです。

これから繁忙期に入っていきますが、皆様健康に気を付けて乗り切っていきましょう。





水草水槽のススメ

高橋 英晴

ネイチャーアクアリウムという言葉をご存じでしょうか。

端的にご説明すると、水草や流木、石などを熱帯魚水槽の中に配置して、そこに美しい自然の生態系を再現するような美しい水槽レイアウトのことです。提唱者は世界的アクアリストの故・天野 尚氏です。

私も 20 年近く前に熱帯魚を飼育し始めたころ、近所の某熱帯魚ショップに展示されていた水草水槽に衝撃を受けて以来、ネイチャーアクアリウムにすっかりはまってしまいました。現在は事務所にも水槽を 2 台、屋外に睡蓮鉢を 1 つ設置しています。

うまく維持管理すると、見ごたえのある非常に素晴らしいネイチャーアクアリウムですが、これがなかなか奥深く、適正な生体管理はもちろん、水草に光合成をさせるための照明時間や炭酸ガスの添加、不純物を取りのぞくための水替えなど、綿密な計算・管理が必要となります。特に確定申告や 5 月の 3 月決算、年末調整など我々の繁忙期には特に世話がよろそかになりがちです。

私の事務所でも、気が付いたら水槽内がコケだらけとなり事務所内に異臭を放っていることがまれに（多々？）あり、来所されたお客様に「普段はこんなじゃないんです。」と変な言い訳をしています。

そんな失敗続きの私でも、年に数日はきれいな状態の水槽を維持しているのですが、インターネットで「ネイチャーアクアリウム」や「水草レイアウト」と画像検索すると、ほかのベテランの方のきれいな水草水槽の画像が国内外問わず出てきますので、ご興味のある方はそちらをご覧ください。

ただし、うっかり事務所に水槽を設置してしまうと、私のように営業時間のうち相当な時間を水槽の世話に割かれることになりかねませんのでご注意ください。



「すみだ水族館 自然水景展示スペース」より

会 員 の 異 動

令和 4 年 1 月 20 日現在・・・会員数 116 名（内税理士法人 5）

<入 会>

R3.8.26 ^{ふなとみ} 船富 ^{こうじ} 康次 先生（開業）
登録番号：146595 生年月日：S36.3.29
高石市千代田 2 丁目 6 番 4 号
TEL：072-264-6969/FAX：072-265-3366

<転 入>

R4.1.14 ^{よしの} 吉野 ^{ただし} 忠司 先生（東支部より）
登録番号：57997 生年月日：S25.9.23
高石市綾園 1 丁目 9 番 1-1011 号
TEL：072-264-8204/FAX：---

<転 出>

R3.8.30 米屋 裕生 先生（大淀支部へ）

<業務廃止>

R3.9.21 宮田 和義 先生
R3.12.1 浅井 秀雄 先生

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

R3.10.27 河西 國秋 先生
R3.12.5 松本 博 先生
R4.1.19 山本 巖 先生



最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

＜マルチメディア研修（日税連）＞
「令和3年度税制改正について」

＜全国統一研修会＞
「節税・租税回避を巡る重要論点について」
「令和2年度消費税改正と新型コロナ税特法」
「日本型インボイス制度の導入に向けた留意点」



＜個別論点講座＞
「税理士として知っておくべき相続税の土地評価」

＜大阪・奈良税理士協同組合主催＞
「日本型インボイス制度～適格請求書等保存方式～」
「遺産の帰属などに伴って変様する相続税の納税義務」



原稿・写真募集 !!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL : 0725-33-7400 / FAX : 0725-33-7405

e-mail : izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

令和4年の新春号はいかがだったでしょうか。

笠井先生のごあいさつを拝読しますと、新たな年の始まりに際して気が引き締まります。中塚先生の業務対策部からのお知らせには、直近の重要事項であるインボイス制度の動向を追いかけるのに有用な情報がありました。支部を代表して近税会等で活躍なさっている先生方には頭が下がります。杉本先生の誌上研修は、電子帳簿保存法の改正事項でしたが、電子取引の書面保存の廃止についてしっかり勉強しないといけないと思います。支部旅行に参加された三王先生は松茸狩りに触れておられましたが、あの日の昼食時、ゲットした先生の隣になったこともあって幸運にも味見させていただきました。やはり採りたては風味が違いますね。高橋先生のネイチャーアクアリウム、一見癒されるイメージで読みはじめましたが、いい状態を維持するための努力が相当必要そうなので何事も簡単ではないなと妙に納得いたしました。

お忙しい中寄稿にご協力頂きました先生方、誠にありがとうございました。多忙な時期ではありますが健康面にも留意され、益々のご事業のご繁栄を祈念申し上げます。(S.I)

